

無線従事者制度の現状について

令和 8 年 10 月 7 日
事 務 局

- 社会・経済におけるAIやサイバー空間の活用がますます進展していく中、「いつでも、どこでも繋がる」情報通信ネットワークの実現に不可欠である電波利用は大きく変化・拡大していくことが見込まれる。
- 社会・経済の変化や、アナログからデジタルに通信方式が変化するなど無線技術の進展に伴い、無線従事者を巻き込む環境も大きく変化。そうした中、無線従事者の役割も変化してきている。

過去

将来

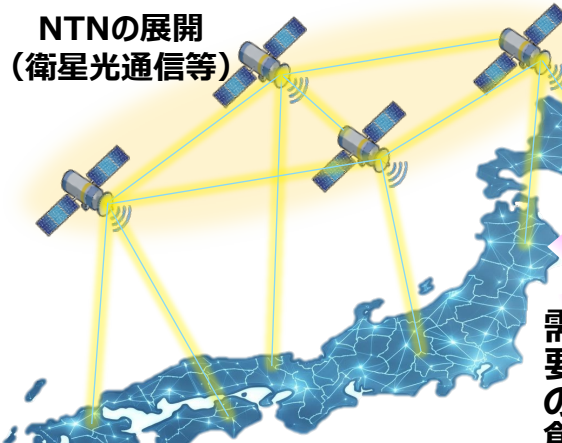
次世代ワイヤレス
のイメージ



無線技術の進展に伴う環境の大きな変化

- 通信方式の変化（アナログからデジタルへ、通信システムの自動化・集中化）
- 保守方法の変化（デジタル機器の安定化、現場保守からメーカー保守へ）

NTNの展開
(衛星光通信等)



Beyond 5Gの展開
(vRAN、AI RAN、ミリ波等)



人材育成

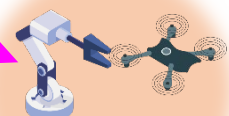
自動運転



地域でのワイヤレス
ソリューション



ロボット・ドローンなど
フィジカルAI



国際展開



新たなサービス・
需要の創出

無線従事者制度の概要

- 無線設備を操作するためには、原則として電波に関する一定の知識・技能を身につけ、総務大臣の免許を受けて無線従事者になる必要がある。
- 無線従事者の資格は、総合、海上、航空、陸上、アマチュアの分野毎に計**23区分**。また、資格毎に、当該資格を有する者が行うことができる無線設備の操作の範囲が定められている。
- 無線従事者の資格を取得するには**国家試験等 4つの方法**があり、一度取得すれば生涯有効である。
- 直近3年においては、**毎年7万人弱**が新たに無線従事者の資格を取得。

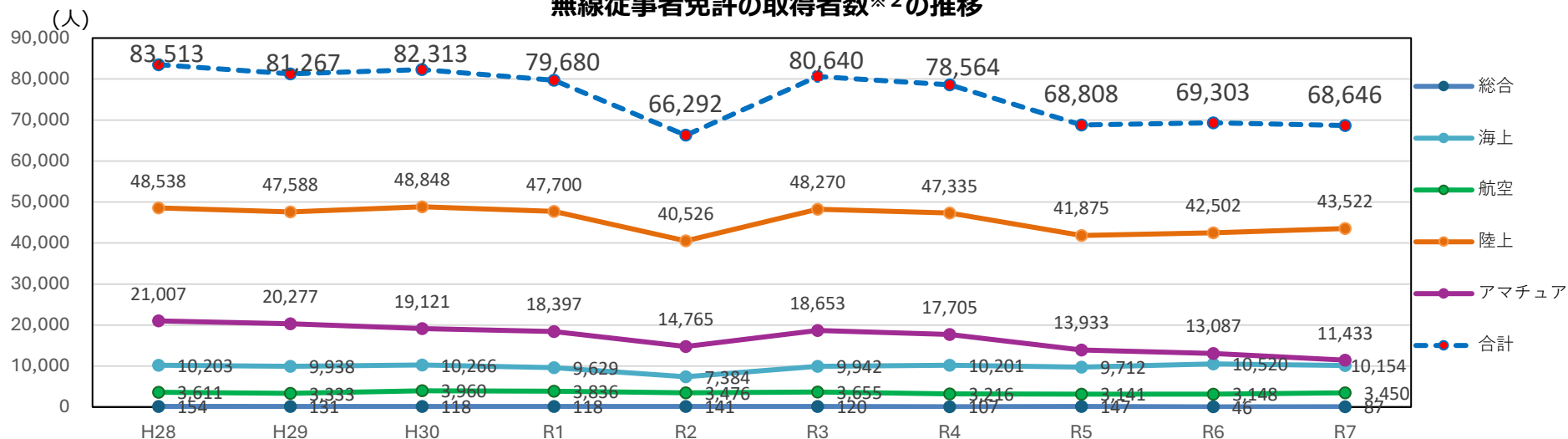
<資格の取得方法>

- ① **国家試験**（指定試験機関：（公財）日本無線協会が実施）に合格
- ② 総務大臣が認定した**養成課程**※1を修了 ※1 長期型養成課程を含む
- ③ **学校**で無線通信に関する科目を修めて**卒業**
- ④ 有資格者が一定の**業務経歴**を取得（+ **認定講習課程**を修了）

<令和7年度の新規取得者数>

17,042人
49,266人
2,610人
120人
計 69,038人

無線従事者免許の取得者数※2の推移



※2 各年度の取得者数は当該年度の新規取得者数から当該年度の失効取消数を差し引いた人数。

- 無線従事者の資格（23区分）ごとに操作できる主な無線設備は以下の表のとおり。
- 具体的には、**知識と技能に応じて各分野を段階別に分け、資格毎に操作可能な無線設備の範囲等を、送信出力や周波数等によりに規定。**

分野	資格名	操作ができる主な無線設備
総合	第一級総合無線通信士	すべての船舶局、海岸局、航空機局
	第二級総合無線通信士	近海区域航行の商船、遠洋漁船の船舶局や中規模の漁業用海岸局、航空機局
	第三級総合無線通信士	漁船の船舶局や小規模の漁業用海岸局
海上	第一級海上無線通信士	すべてのGMDSS対応の船舶局（船上保守可能）
	第二級海上無線通信士	すべてのGMDSS対応の船舶局（船上保守一部可能）
	第三級海上無線通信士	すべてのGMDSS対応の船舶局（船上保守不可）
	第四級海上無線通信士	内航船、漁船の無線電話の船舶局
	第一級海上特殊無線技士	GMDSS対応の商船、漁船の中短波及び国際VHFの船舶局
	第二級海上特殊無線技士	沿岸を航行する内航船、漁船の船舶局
	第三級海上特殊無線技士	プレジャーボート、沿岸の小型漁船の船舶局
	レーダー級海上特殊無線技士	船舶のレーダー
航空	航空無線通信士	すべての航空局、航空機局
	航空特殊無線技士	自家用航空機の航空機局 航空管制用以外の航空局

分野	資格名	操作ができる主な無線設備
陸上	第一級陸上無線技術士	テレビジョン放送局、中波・FM放送局、固定局等すべての陸上の無線局
	第二級陸上無線技術士	500W以下のテレビジョン放送局、2kW以下の中波・FM放送局及び固定局等
	第一級陸上特殊無線技士	電気通信事業者等の多重中継局（固定局）等
	第二級陸上特殊無線技士	警察の無線標定陸上局、コミュニティFM等
	第三級陸上特殊無線技士	タクシー等の基地局等
アマチュア	国内電信級陸上特殊無線技士	陸上のモールス無線電信局
	第一級アマチュア無線技士	すべてのアマチュア局
	第二級アマチュア無線技士	200W以下のアマチュア局
	第三級アマチュア無線技士	50W以下のアマチュア局（周波数に制限あり）
	第四級アマチュア無線技士	20W以下（短波帯10W）の無線電話のアマチュア局（周波数に制限あり）

（※）GMDSS : Global Maritime Distress and Safety System
海上における遭難及び安全に関する世界的な制度

(参考) 無線従事者の資格ごとの取得者数※の推移

	資格名	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
	総 計	83513	81267	82313	79680	66292	80640	78564	68808	69303	68646
総合	第一級総合無線通信士	21	24	20	25	18	18	17	19	8	11
	第二級総合無線通信士	39	45	18	26	46	25	26	19	17	17
	第三級総合無線通信士	94	62	80	67	77	77	64	109	21	59
	小 計	154	131	118	118	141	120	107	147	46	87
海上	第一級海上無線通信士	97	93	65	89	116	100	99	85	83	118
	第二級海上無線通信士	49	56	67	54	42	56	62	46	47	53
	第三級海上無線通信士	1039	1133	935	702	466	611	737	895	909	986
	第四級海上無線通信士	269	199	259	260	305	219	280	270	270	329
	小 計	1454	1481	1326	1105	929	986	1178	1296	1309	1486
	第一級海上特殊無線技士	2374	1691	2469	2011	1363	2000	2152	1950	2039	2056
	第二級海上特殊無線技士	5068	5352	5215	5428	4338	5971	5891	5625	6528	5948
	第三級海上特殊無線技士	1197	1300	1142	988	702	902	853	774	587	601
	レーダー級海上特殊無線技士	110	114	114	97	52	83	127	67	57	63
	小 計	8749	8457	8940	8524	6455	8956	9023	8416	9211	8668
航空	航空無線通信士	1506	1486	1631	1749	1830	1672	1437	1535	1556	1704
	航空特殊無線技士	2105	1847	2329	2087	1646	1983	1779	1606	1592	1746
	小 計	3611	3333	3960	3836	3476	3655	3216	3141	3148	3450
陸上	第一級陸上無線技術士	1359	1281	1431	1684	1478	1936	1606	1332	1374	1488
	第二級陸上無線技術士	296	311	318	396	294	290	252	237	221	235
	小 計	1655	1592	1749	2080	1772	2226	1858	1569	1595	1723
	第一級陸上特殊無線技士	4266	3993	5158	5365	4892	6032	6667	4801	4451	4633
	第二級陸上特殊無線技士	20089	19197	19501	18939	15828	18125	18463	16584	17033	17223
	第三級陸上特殊無線技士	22470	22768	22412	21308	18027	21879	20343	18914	19419	19933
	国内電信級陸上特殊無線技士	58	38	28	8	7	8	4	7	4	10
	小 計	46883	45996	47099	45620	38754	46044	45477	40306	40907	41799
アマチュア	第一級アマチュア無線技士	783	525	643	510	288	405	367	263	316	249
	第二級アマチュア無線技士	1104	908	868	846	931	1175	1079	981	843	737
	第三級アマチュア無線技士	6079	5703	5425	5390	4792	5836	5825	4478	4289	3862
	第四級アマチュア無線技士	13041	13141	12185	11651	8754	11237	10434	8211	7639	6585
	小 計	21007	20277	19121	18397	14765	18653	17705	13933	13087	11433

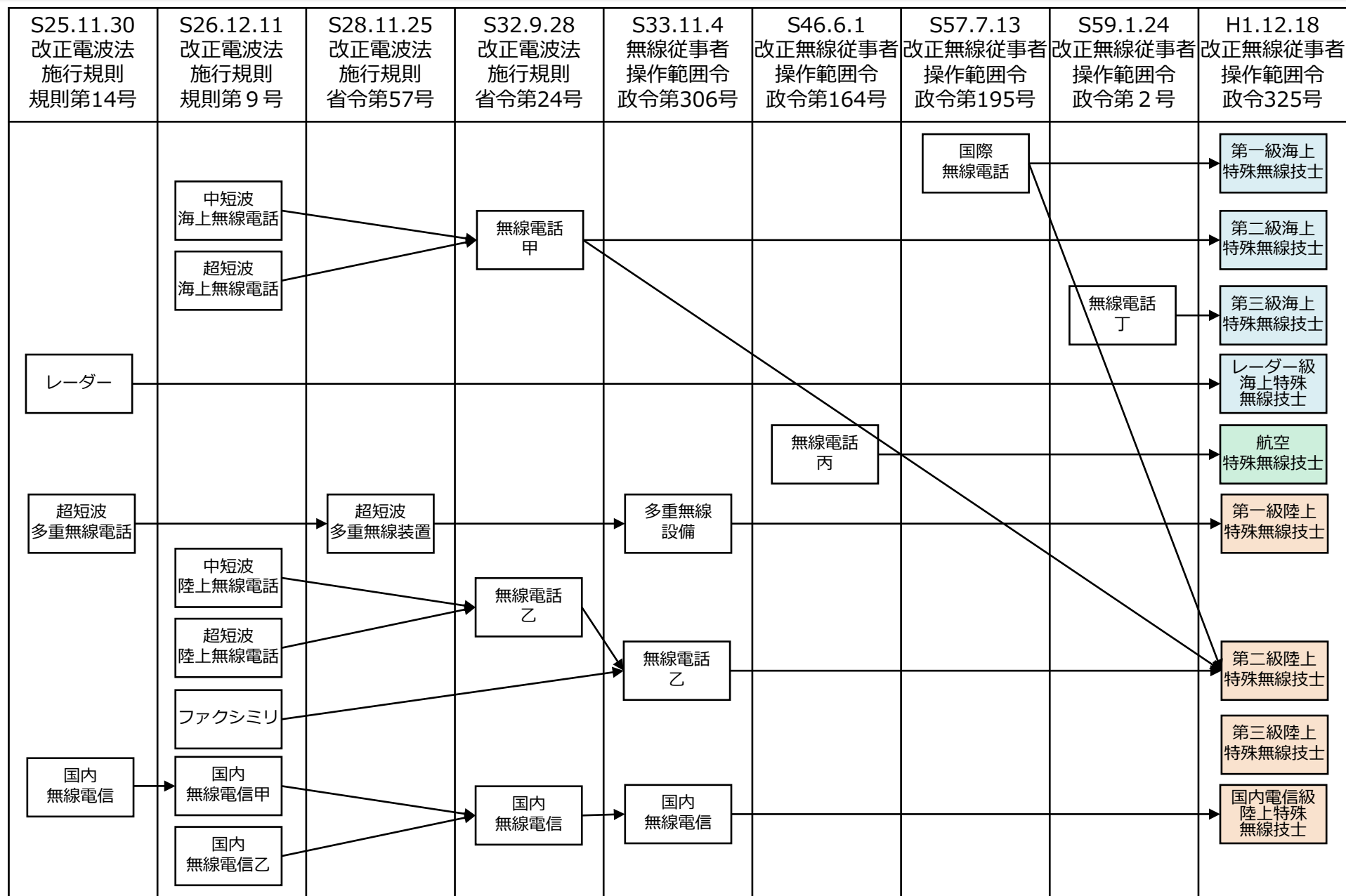
※ 各年度の取得者数は当該年度の新規取得者数から当該年度の失効取消数を差し引いた人数。

- 無線従事者制度は、昭和25年の電波法制定時に制度化。都度の法律・政令改正を経て、平成元年の改正において、現行の分野別（総合、海上、航空、陸上、アマチュア）に再編された。

S25.5.2 電波法 法律第131号	S27.7.31 改正電波法 法律第249号	S33.5.6 改正電波法 法律第140号	H1.11.7 改正電波法 法律第67号
第一級無線通信士			第一級総合無線通信士
第二級無線通信士			第二級総合無線通信士
第三級無線通信士			第三級総合無線通信士
			第一級海上無線通信士
			第二級海上無線通信士
			第三級海上無線通信士
電話級無線通信士			第四級海上無線通信士
聴守員級無線通信士	→ (廃止)		
	航空級無線通信士		航空無線通信士
第一級無線技術士			第一級陸上無線技術士
第二級無線技術士			第二級陸上無線技術士
第一級アマチュア無線技士			第一級アマチュア無線技士
		第二級アマチュア無線技士	第二級アマチュア無線技士
		電信級アマチュア無線技士	第三級アマチュア無線技士
		電話級アマチュア無線技士	第四級アマチュア無線技士
第二級アマチュア無線技士			

無線従事者資格の変遷（特殊無線技士）

6



(注) H1.12.18政令第325号より前の資格は、「特殊無線技士（●●）」が正式な表記。ここでは●●のみ、記載している。

無線従事者資格の変遷（過去に廃止された特殊無線技士）

S25.6.30 電波法 施行規則 規則第3号	S25.11.30 改正電波法 施行規則 規則第14号	S26.12.11 改正電波法 施行規則 規則第9号	S28.11.25 改正電波法 施行規則 省令第57号	S32.9.28 改正電波法 施行規則 省令第24号	S33.11.4 無線従事者 操作範囲令 政令第306号
甲	(廃止)				
乙	(廃止)				
	超短波移動 無線電話	(廃止)			
	簡易 無線電話				(廃止)
	有無線 連絡装置		(廃止)		
	中短波固定 無線電話	(廃止)			
	中短波移動 無線電話	(廃止)			
	中短波固定 無線電信			陸上 無線電信	(廃止)
	中短波移動 無線電信				
	国際 無線電信				(廃止)

(注)「特殊無線技士（●●）」が正式な表記。ここでは●●のみ、記載している。

- 無線従事者とは、「無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けた者」として規定されており（電波法第2条）、**無線設備の操作は、通信操作と技術操作に分けられる。**
- 無線設備の操作を適切に行うための専門的知識・技能として、**一定の知識、技能**を求めている。

通信操作

- 電鍵又はキーボードを有効に使用するための調整その他の作業及びこれらを用いて通信する作業（無線電信の場合）又はマイクロホンを用いて通話する作業（無線電話の場合）等、**実際に通信を行うための無線設備の操作**（※）

技術操作

- 通信が能率的かつ確実に行われるように、通信操作に対応して、**無線設備の調整及びこれに付随する作業**（※）

（※）「電波法要説（新版）」より

無線従事者の資格ごとに行うことができる操作の範囲は政令に規定されている。（電波法施行令第3条）

（一例）	<table><tr><td data-bbox="217 875 602 1015">第一級総合無線通信士</td><td data-bbox="602 875 1852 1015">一 無線設備の通信操作 二 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作 三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上無線技術士の操作の範囲に属するもの</td></tr><tr><td data-bbox="217 1015 602 1072">第一級陸上無線技術士</td><td data-bbox="602 1015 1852 1072">無線設備の技術操作</td></tr><tr><td data-bbox="217 1072 602 1290">第二級陸上無線技術士</td><td data-bbox="602 1072 1852 1290">一 空中線電力二キロワット以下の無線設備（テレビジョン基幹放送局の無線設備を除く。） 二 テレビジョン基幹放送局の空中線電力五百ワット以下の無線設備 三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの 四 第一号及び前号に掲げる無線設備以外の無線航行局の無線設備で九百六十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの</td></tr></table>	第一級総合無線通信士	一 無線設備の通信操作 二 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作 三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上無線技術士の操作の範囲に属するもの	第一級陸上無線技術士	無線設備の技術操作	第二級陸上無線技術士	一 空中線電力二キロワット以下の無線設備（テレビジョン基幹放送局の無線設備を除く。） 二 テレビジョン基幹放送局の空中線電力五百ワット以下の無線設備 三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの 四 第一号及び前号に掲げる無線設備以外の無線航行局の無線設備で九百六十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの
第一級総合無線通信士	一 無線設備の通信操作 二 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作 三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上無線技術士の操作の範囲に属するもの						
第一級陸上無線技術士	無線設備の技術操作						
第二級陸上無線技術士	一 空中線電力二キロワット以下の無線設備（テレビジョン基幹放送局の無線設備を除く。） 二 テレビジョン基幹放送局の空中線電力五百ワット以下の無線設備 三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの 四 第一号及び前号に掲げる無線設備以外の無線航行局の無線設備で九百六十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの						

次の無線設備の操作は、所定の資格を有する無線従事者に限定されている。

- 1) モールス符号を送り又は受ける無線電信の操作（電波法第39条第2項関係）
- 2) 遭難通信、緊急通信、安全通信等の一部の通信操作（電波法施行規則第34条の2関係）
- 3) アマチュア無線局の無線設備の操作（電波法第39条の13）

次のア～ウに違反した者は、30万円以下の罰金に処する（違反した者が属する法人に対しても同額の罰金）。（電波法第113条、第114条）

ア モールス符号を送り又は受ける無線電信の操作（電波法第39条第2項）

イ 次の場合の通信操作（電波法施行規則第34条の2）

（ア）海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で遭難通信、緊急通信、安全通信に関するもの

（イ）航空局、航空機局、航空地球局又は航空機地球局の無線設備の通信操作で遭難通信、緊急通信に関するもの

（ウ）航空局の無線設備の通信操作で次に掲げる通信の連絡設定及び終了に関するもの（自動装置を除く）

- 1) 無線方向探知に関する通信
- 2) 航空機の安全運航に関する通信
- 3) 気象通報に関する通信（2)に掲げるものを除く。）
- 4) 総務大臣が別に告示するもの

ウ アマチュア無線局の無線設備の操作

アマチュア無線局の無線設備の操作は、資格者に限られる（電波法第39条の13）が、次の操作の特例が設けられている。

（ア）日本の無線従事者資格を有しない者でも、外国政府（相互主義によるものに限る。）が付与する資格で、アマチュア無線局の操作ができる。この外国の相当資格の特則等は告示されている。（電波法施行規則第34条の8）

（イ）アマチュア無線局（一部の無線局を除く）の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者の指揮（立合い）のもとに行う場合であつて次の条件に適合するときは、無資格操作をできる。（電波法施行規則第34条の10第1項第1号）

- 1) 科学技術に対する理解と関心を深めることを目的として一時的に行われるもの
- 2) 当該無線設備の操作を指揮する無線従事者の行うことができる無線設備の操作（モールスを除く。）の範囲内
- 3) 連絡の設定及び終了に関する通信操作については、当該無線設備の操作を指揮する無線従事者が行うこと
- 4) 当該無線設備の操作を行う者が、法第五条第三項各号（無線局の欠格事由）のいずれか又は法第四十二条第一号若しくは第二号（無線従事者の欠格事由）に該当する者でないこと

（ウ）臨時に開設するアマチュア無線局等は、資格者の指揮（立合い）の下で告示に適合するときは、無資格操作ができる。（電波法施行規則第34条の10第1項第2号）

- 無線設備の操作は、無線従事者又は主任無線従事者の監督を受ける者以外の者が行ってはならないが、①簡易な操作であって総務省令で定めるものや、②緊急事態等でやむを得ないものについては、無線従事者の資格のない者でも無線設備の操作を行うことができる。（電波法第39条第1項）

① 簡易な操作であって総務省令で定めるもの

（電波法第39条第1項本文、電波法施行規則第33条）

「他の無線局等に対し妨害等の影響を与えるおそれのないものや操作上の知識・技能の必要がないもの(※)」等、簡易な操作であって総務省令で定めるものは、無線従事者資格のない者でも無線設備の操作を行うことができる。具体例は次のとおり。（詳細は次ページ参照）

(※)「電波法要説(新版)」より

● 免許を要しない無線局の無線設備の操作

【無線設備の例】 ドアフォン、小型トランシーバー、IoTセンサ、無線LAN、Bluetooth 等

● 特定無線局(※)の通信操作及び当該設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作

(※)航空機地球局は、航空機の安全運航・正常運航通信以外

【無線設備の例】 携帯端末・スマートフォン、インマルサット衛星電話 等

● 一定の適合表示無線設備であって、外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作

【無線設備の例】 主に屋内に設置されるフェムトセル基地局、構内無線局等

② 無線設備の操作の特例

（電波法第39条第1項ただし書き、電波法施行規則第33条の2）

緊急事態等でやむを得ないもの等、次の場合、無線従事者の資格のない者が無線設備の操作を行うことができる。

ア 航行中の船舶・航空機が無線従事者を補充できない場合(遭難通信、緊急通信、安全通信を行うとき)。

イ 外国地間のみを航行する船舶・航空機その他外国にある船舶又は航空機に開設する無線局に、国内に到着するまでの間、無線通信規則(RR)の規定による外国政府の証明書の操作範囲に属する無線設備の操作。

ウ 非常通信業務を行う場合で、無線従事者を無線設備の操作に充てることができないとき

エ 航空機の操縦練習中に、機内で第一級・第二級総合無線通信士、航空通信士の指揮の下で操作を行うとき

オ 総務大臣が別に告示するもの

電波法施行規則第33条（抄）	無線設備の例
ア. 免許を要しない無線局の無線設備の操作	微弱無線設備（ドアホン、玩具等）、市民ラジオ、コードレス電話、特定小電力無線局（小型トランシーバー、IoTセンサ、スマートメーター、ミリ波レーダー、キーレスエントリー等）、小電力データ通信システム（無線LAN、Bluetooth）、登録局（5GHz帯無線アクセスシステム、920MHz帯構内無線局、デジタル簡易無線）等
イ. 法第二十七条の二第一号の特定無線局(航空機地球局は、航空機の安全運航・正常運航通信以外)の無線設備の通信操作及び当該設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作	携帯端末・スマートフォン、インマルサット衛星電話等
ウ. 船舶局(船上通信設備、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、船舶自動識別装置、VHFデータ交換装置に限る)及び船上通信局の無線設備の操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの	船内・船上で使用する無線機（トランシーバー）等
エ. 以下に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く)の無線設備の通信操作 陸上に開設した無線局(海岸局、航空局、船上通信局、無線航行局及び海岸地球局並びにオの航空地球局を除く。)、船舶自動識別装置及びVHFデータ交換装置に係る海岸局及び船舶局、携帯局、船舶自動識別装置に係る船舶地球局、航空機地球局(航空機の安全運航・正常運航通信以外)又は携帯移動地球局	(陸上で行う通信操作全般)
オ. 以下に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く)の無線設備の連絡の設定及び終了(自動装置によるもの以外)に関する通信操作以外の通信操作で当該無線局の無線従事者の管理の下に行うもの 船舶局(ウ及びエ以外)、航空機局、海岸地球局、航空地球局(航空機の安全運航・正常運航通信に限る)、船舶地球局(電気通信業務に限る)又は航空機地球局(エ以外)	船・航空機等で船長・機長からの指示を受けて会話（通信）だけを行うもの等
カ. 以下に掲げる無線局(適合表示無線設備のみを使用するものに限る。)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作 フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局、簡易無線局、構内無線局、特定地球局、無線標定陸上局その他の総務大臣が別に告示する無線局	主に屋内に設置されるフェムトセル基地局、構内無線局等
キ. 以下に掲げる無線局(特定無線局に該当するものを除く)の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさない技術操作であって、他の無線局の無線従事者に管理されているもの 基地局(陸上移動中継局の中継によるものに限る。)、陸上移動局、携帯局、簡易無線局(カ以外)、VSAT地球局、航空機地球局、携帯移動地球局その他の総務大臣が別に告示する無線局	防災行政無線（移動系）、MCA無線、タクシー無線等
ク. 総務大臣が別に告示するもの	ラジオ・ゾンデ、ラジオ・ブイ、遭難自動通報設備、VDR（航海情報記録装置）を備えた衛星位置指示無線標識、簡易型AIS（船舶自動識別装置）等

- 無線従事者国家試験は、資格別に、毎年少なくとも一回総務大臣が行うこととされている（電波法第45条）が、総務大臣は、その指定する者に、無線従事者国家試験の実施に関する事務の全部又は一部を行わせることが可能。（電波法第46条）（現在の指定試験機関は、公益財団法人日本無線協会）
- 指定試験機関制度は、無線従事者国家試験の受験者の増加に対応して行政事務の簡素合理化を図るため、昭和56年に創設。創設時は、特殊無線技士、3アマ及び4アマのみの試験事務のみ実施可能であったが、行政事務の更なる簡素合理化を進めるため、平成元年に全資格（23資格）の試験事務に拡大。

指定要件の主な内容

- 一般社団法人又は一般財団法人であること

業務規程で定める試験事務の実施事項のうち主な内容

- 試験問題の実施の方法に関する事項（試験問題の作成及び採点の基準）
- 試験員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

指定試験機関に対する規律

- 役員の選任及び解任、事業計画及び収支予算、業務規程についての総務大臣認可
- 試験員の選任又は解任時の総務大臣への届出
- 試験事務に関する秘密保持義務

無線従事者国家試験の実施状況等（令和8年度）

資格	実施時期	実施場所
第一級～第三級総合無線通信士、 第一級～第三級海上無線通信士	9月、3月	全国8か所
第一級陸上無線技術士 第二級陸上無線技術士	7月、1月	全国11か所及び その他の数箇所
第四級海上無線通信士、航空無線 通信士	8月、2月	全国11か所
特殊無線技士 （※二海特、三海特、二陸特、三陸特）	CBTによる試験	全国のテストセン ターで随時実施
特殊無線技士（※以外）	6月、10月、2月	全国11か所
第一級アマチュア無線技士、第二級 アマチュア無線技士	5月、11月	全国11か所
第三級アマチュア無線技士、第四級 アマチュア無線技士	CBTによる試験	全国のテストセン ターで随時実施

- 無線従事者国家試験の試験科目は、**無線従事者の資格に応じて試験科目が規定**されており（無線従事者規則第5条第1項）、試験科目の試験の出題については、当該無線従事者の資格を有する者の行い、又はその監督を行うことができる**無線設備の操作の範囲を考慮**して行うものとされている。（同条第2項）

例 1）第一級総合無線通信士の試験科目

ア 無線工学の基礎

- ① 電気物理 ② 電気回路 ③ 半導体及び電子管 ④ 電子回路
⑤ 電気磁気測定

イ 無線工学A

- ① 無線設備の理論、構造及び機能
② 無線設備のための測定機器の理論、構造及び機能
③ 無線設備及び無線設備のための測定機器の保守及び運用

ウ 無線工学B

- ① 空中線系等の理論、構造及び機能
② 空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能
③ 空中線系及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用

エ 法規

- ① 電波法及びこれに基づく命令、船舶安全法、航空法及び電気通信事業法
② ITU憲章、ITU条約、無線通信規則、国際電気通信規則、SOLAS条約、STCW条約、ICAO条約

オ 電気通信術

- ① モールス電信 ② 直接印刷電信 ③ 電話

カ 地理

主要な航路、航空路及び電気通信路を主とする世界地理

キ 英語

- ① 英文和訳（十分） ② 和文英訳（十分） ③ 英会話（十分）

例 2）第一級陸上無線技術士の試験科目

ア 無線工学の基礎

- ① 電気物理の**詳細** ② 電気回路の**詳細** ③ 半導体及び電子管の**詳細**
④ 電子回路の**詳細** ⑤ 電気磁気測定の**詳細**

イ 無線工学A

- ① 無線設備の理論、構造及び機能の**詳細**
② 無線設備のための測定機器の理論、構造及び機能の**詳細**
③ 無線設備及び無線設備のための測定機器の保守及び運用の**詳細**

ウ 無線工学B

- ① 空中線系等の理論、構造及び機能の**詳細**
② 空中線系等のための測定機器の理論、構造及び機能の**詳細**
③ 空中線系及び空中線系等のための測定機器の保守及び運用の**詳細**

エ 法規

電波法及びこれに基づく命令の**概要**

無線工学に
関しては
第一級
陸上無線
技術士は
より高度な
内容

法規に関しては
第一級総合無線通信士は
出題範囲が広い

第一級総合無線通信士では
通信操作に関する科目あり

- 総務大臣から養成課程の認定を受けた者「認定施設者」が、所定の授業を行い、修了試験の合格者に修了証明書を交付。修了証明書を受領した者は、その無線従事者資格の免許を受けることができる。（電波法第41条第2項第2号）

養成課程の区別（大きく2種類）

ア 修業年限 1 年以上の**学校等**で無線通信科目を開設して行うもの（**長期型養成課程**）

イ **学校等以外**の者が短期集中的な授業を行う**一般的養成課程**で、次の3つの授業形態がある。

- ① 同時受講型授業：集合形式で講師が対面により行う授業等
- ② 随時受講型授業：任意の時間、場所で行う授業
- ③ 上記①及び②の組合せによる授業

養成課程対象の無線従事者の資格の区別（無線従事者規則第20条）

養成課程の対象資格は、次の**15資格**。ただし、アマチュア無線技士は、長期型養成課程の対象から除外。

第三級海上無線通信士
第四級海上無線通信士
第一級海上特殊無線技士
第二級海上特殊無線技士
第三級海上特殊無線技士
レーダー級海上特殊無線技士
航空無線通信士(※)
航空特殊無線技士

第一級陸上特殊無線技士(※)
第二級陸上特殊無線技士
第三級陸上特殊無線技士
国内電信級陸上特殊無線技士
第二級アマチュア無線技士
第三級アマチュア無線技士
第四級アマチュア無線技士

(※) 航空無線通信士又は第一級陸上特殊無線技士は、高等／中等教育学校卒業者等に限る。当該養成課程の履修を認める。（無線従事者規則第21条第3項）

- 養成課程は、最終的には国家試験の合格と同じ効果を与えるものであるから、認定施設者に対する基準をはじめ、その行う**授業科目、時間、講師等、多くの関係事項について認定の基準**が設けられている。

認定施設者に対する基準（無線従事者規則第21条）

養成課程を実施する者について、次の項目を審査。

- 管理責任者の設置
- 養成課程の実施に必要な設備
- 資格の種別に応じた**授業科目・授業時間等**
- 授業形態（集合・対面形式、eラーニング等）
- **講師の資格、経歴等**
- 標準教科書又はこれと同等以上の内容を有する教科書の使用（電気通信術以外の授業科目）
- 修了試験の実施方法
- 業務委託の有無、委託時の業務範囲等
- 実施期間、実施計画（運営費の支弁方法等）

養成課程に対する規律

- 養成課程制度は、無線従事者国家試験制度を合理化するため、昭和40年に創設。一般の養成課程の認定基準は、従来、「営利を目的とするものでないこと」が規定されていたが、平成21年4月、営利を目的とする法人等の創意工夫により無線従事者の育成に大きく関与できることが期待されるとして、営利法人等による実施も可能とする基準に改められた。

（参考）長期養成課程認定校及び養成課程認定施設者は総務省ウェブページにて公表されている。

長期型養成課程認定校（認定施設者）<https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/operator/003.pdf>

養成課程認定施設者 <https://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/operator/005.pdf>

養成課程の種別	授業科目	授業時間
第三級海上無線通信士の養成課程	無線工学	10時間以上
	電気通信術	13時間以上
	法規	49時間以上
	英語	82時間以上
第四級海上無線通信士の養成課程	無線工学	45時間以上
	法規	43時間以上
第一級海上特殊無線技士の養成課程	無線工学	6時間以上
	電気通信術	2時間以上
	法規	9時間以上
	英語	22時間以上
第二級海上特殊無線技士の養成課程	無線工学	5時間以上
	法規	8時間以上
第三級海上特殊無線技士の養成課程	無線工学	2時間以上
	法規	4時間以上
レーダー級海上特殊無線技士の養成課程	無線工学	2時間以上
	法規	3時間以上

養成課程の種別	授業科目	授業時間
航空無線通信士の養成課程	無線工学	23時間以上
	電気通信術	2時間以上
	法規	25時間以上
	英語	50時間以上
航空特殊無線技士の養成課程	無線工学	5時間以上
	電気通信術	2時間以上
	法規	11時間以上
第一級陸上特殊無線技士の養成課程	無線工学	48時間以上
	法規	6時間以上
第二級陸上特殊無線技士の養成課程	無線工学	4時間以上
	法規	5時間以上
第三級陸上特殊無線技士の養成課程	無線工学	2時間以上
	法規	4時間以上
国内電信級陸上特殊無線技士の養成課程	電気通信術	200時間以上
	法規	5時間以上
第二級アマチュア無線技士の養成課程	無線工学	35時間以上
	法規	27時間以上
第三級アマチュア無線技士の養成課程	無線工学	6時間以上
	法規	10時間以上
第四級アマチュア無線技士の養成課程	無線工学	4時間以上
	法規	6時間以上

（※）随時受講型授業又は同時・随時受講型授業にあっては、同時受講型授業に相当する教育効果が得られる授業時間とする。（無線従事者規則別表第6の注）

- 学校教育法第1条に定める大学、短大、高専、高校及び中等教育学校（「大学等」）の教育課程において、**所定の無線通信に関する科目を履修して卒業した者**には、右表の**一定の無線従事者の資格を取得することが可能**。（電波法第41条第2項第3号）
- 学校教育法第1条に定める学校以外の教育施設（専修学校、各種学校等）は、この制度の適用外。ただし、これらの教育施設の1年以上の教育課程は、長期型養成課程の認定を受けることが可能。

学校の区分	取得できる無線従事者の資格
大学	第1級陸上特殊無線技士 第2級海上特殊無線技士 第3級海上特殊無線技士
短期大学又は 高等専門学校	第2級陸上特殊無線技士 第2級海上特殊無線技士 第3級海上特殊無線技士
高等学校又は 中等教育学校	第3級陸上特殊無線技士 第2級海上特殊無線技士

履修を要する無線通信に関する科目（無線従事者規則第30条）

「大学等」において無線通信に関する科目を履修して卒業すれば、申請によって学校及び履習科目の区分に応じた無線従事者の免許を取得することができる。以下は大学の例。

免許の対象資格	無線通信に関する科目
第一級陸上特殊無線技士	①無線機器学その他無線機器科目、②電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬科目、③電子計測その他無線測定科目、④電波法規その他電波法令科目
第二級海上特殊無線技士	
第三級海上特殊無線技士	①無線機器学その他無線機器科目、②電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬科目、③電波法規その他電波法令科目

科目内容の確認

- 各学校の設置者は、開設する科目内容の確認を総務大臣に受けるときは、学校の名称をはじめ、資格を取得するために必要な科目等を記載した申請書を総務大臣に提出。（無線従事者規則第31条第2項）
- 総務大臣は、科目内容の確認を行ったときは、確認書を交付し、確認した科目、学校の名称、学部・学科の名称、免許の対象資格等を、ホームページで公表。（無線従事者規則第31条第3項、第32条の4）

- 現在の無線従事者資格者が、一定の業務経歴を積んで、総務大臣の認定する者「認定講習課程実施者」が行う認定講習課程を修了することにより、上級又は他の系統の無線従事者資格を取得することが可能。

表の右欄の業務経歴等を有する者が認定講習課程を修了したときは、右欄の無線従事者資格を取得できる。（無線従事者規則第33条）

資格	業務経歴等
第一級総合無線通信士	現に第二級総合無線通信士の資格を有し、かつ、当該資格により海岸局又は船舶局の無線設備の国際通信のための操作に7年以上従事した経歴を有すること
第二級総合無線通信士	現に第三級総合無線通信士の資格を有し、かつ、当該資格により船舶局の無線設備の国際通信のための操作に7年以上従事した経歴を有すること
第一級海上無線通信士	現に第二級総合無線通信士の資格を有し、かつ、当該資格により海岸局又は船舶局の無線設備の国際通信のための操作に7年以上従事した経歴を有すること
第二級海上無線通信士	現に第三級総合無線通信士の資格を有し、かつ、当該資格により船舶局の無線設備の国際通信のための操作に7年以上従事した経歴を有すること
第三級海上無線通信士	現に第一級海上特殊無線技士の資格を有し、かつ、当該資格により船舶局の無線設備の国際通信のための操作に3年以上従事した経歴を有すること
第四級海上無線通信士	現に第一級海上特殊無線技士又は第二級海上特殊無線技士の資格を有し、かつ、当該資格により海岸局又は船舶局の無線設備の操作に5年以上従事した経歴を有すること
第一級陸上無線技術士	現に第一級総合無線通信士又は第二級陸上無線技術士の資格を有し、かつ、当該資格により無線局の無線設備（アマチュア局の無線設備を除く。）の操作に7年以上従事した経歴を有すること。
第二級陸上無線技術士	現に第二級総合無線通信士の資格を有し、かつ、当該資格により無線局の無線設備（アマチュア局の無線設備を除く。）の操作に7年以上従事した経歴を有すること。

（注）船舶局における無線設備の国際通信のための操作に従事した経歴については、漁船に開設する船舶局によるものにあつては、当該漁船が遠洋区域（A3海域以上）を航行区域とする場合に限る。

認定講習課程の認定等

- 認定講習課程実施者は、認定資格ごと、講習形態（同時受講型講習、随時受講型講習）ごとに、申請書に使用する教材等を添えて、総務大臣に提出する必要がある。
- 総務大臣は、申請があつた講習課程が、原則、営利を目的でないこと、確実に実施できる者の申請であるかどうかをはじめ、講習科目、講習時間、講師等の知識及び能力、教科書その他の教材、修了試験の実施方法等について審査し、総務省令で定める基準に適合すると認めた場合は、認定書を交付する。

免許の申請（無線従事者規則第46条）

- 無線従事者の免許は、無線従事者の知識・技能に関する資格要件に適合したとき、所定の申請書に次の書類を添えて総務大臣等に提出。（無線従事者規則第46条）

ア 氏名及び生年月日を証する書類

イ 医師の診断書（免許の欠格事由③に該当する者（欠格事由の例外により免許を受けようとする者を除く）で総務大臣等が必要と認めるとき）

ウ 写真(6月以内の無帽、上三分身、無背景の縦30mm、横24mm) 1枚

エ 養成課程修了による場合、養成課程の修了証明書

オ「大学等の卒業」者の場合、科目履修証明書、履修内容証明書(※)及び卒業証明書

(※)科目の適合確認を受けた教育課程を修めた者は不要

カ 資格及び業務経歴者の場合、業務経歴証明書及び認定講習課程の修了証明書

免許の欠格事由

- 無線従事者の知識・技能の要件に該当して免許申請があっても、欠格事由該当者には、総務大臣等が認めた場合を除き、免許は与えられない。（電波法第42条、無線従事者規則第45条）

無線従事者免許の欠格事由

- ① 電波法上の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（総務大臣等が特に支障がないと認めた場合を除く）
- ② 無線従事者の免許を取り消され、取り消しの日から2年を経過しない者（総務大臣等が特に支障がないと認めた場合を除く。）
- ③ 視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能又は精神の機能の障害により無線従事者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（総務大臣等がその資格の無線従事者が行う無線設備の操作に支障がないと認める場合は、適用しない。）

欠格事由の例外

③に該当する者のうち、精神の機能の障害により無線従事者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者を除き、第三級陸上特殊無線技士及び各級アマチュア無線技士の免許を与えることができる。

- 無線設備の信頼性の向上や無線設備の自動化等の状況に鑑み、平成2年に、無線設備の操作の監督を行う者として選任された「主任無線従事者」の監督の下で、無資格者でも一部の操作（※）を除き、無線設備の操作を可能とする「主任無線従事者制度」を導入。（電波法第39条等）

（※）アマチュア局、モース符号を送り又は受ける無線電信の操作及び無線従事者でなければ行ってはならない無線設備の操作（海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で遭難通信、緊急通信又は安全通信に関するもの等）

主任無線従事者に選任できる者の要件（電波法施行規則第34条の3）

- 選任を受けようとする無線局の操作・監督を行うために必要な無線従事者資格を持っていること
- 選任を受ける無線局等に、選任日より前5年間に於いて3ヶ月以上の従事経歴を持っていること
- 電波法令に違反したことにより、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行後またはその刑の執行を受けることが無くなった日から、2年を経過していること
- 無線局に従事することを停止されていないこと。また、その停止期間終了日から3ヶ月を経過していること

主任無線従事者の職務（電波法施行規則第34条の5）

- 監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練の計画立案、実施
- 無線設備の機器の点検・保守、監督
- 無線業務日誌等の書類作成、作成の監督
- 職務を遂行するために必要な事項に関し免許人等に対して意見を述べること

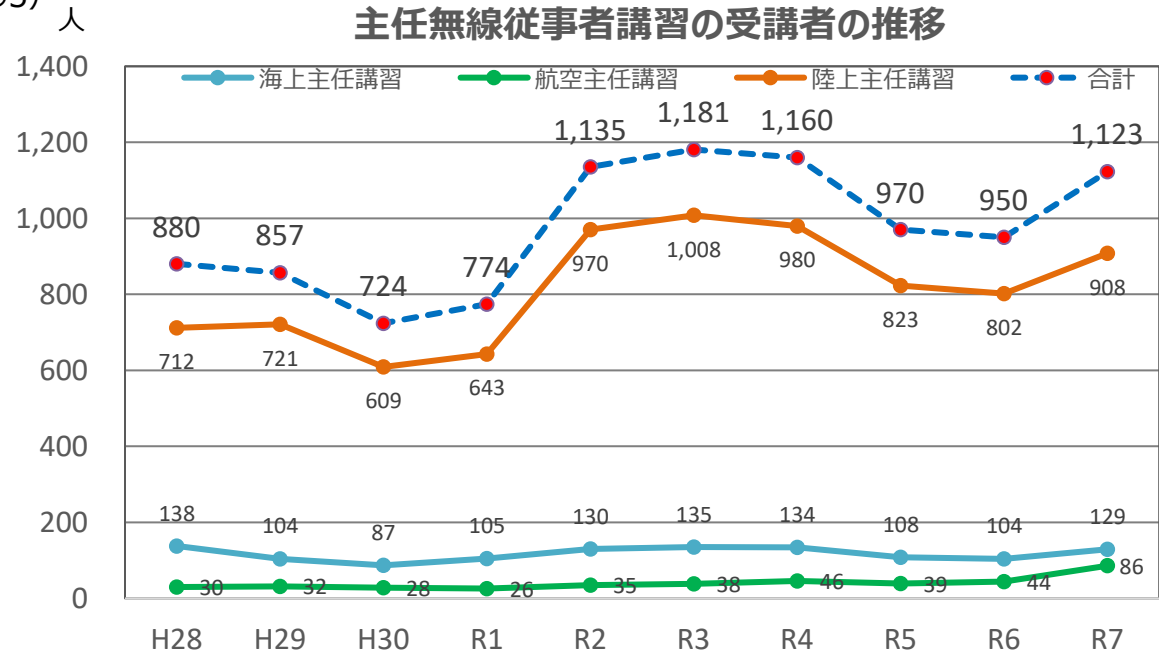
主任無線従事者に対する講習

（電波法施行規則第34条の7）

主任無線従事者は、選任された日から6か月以内に講習※を受けなければならない、同講習を受けた日から5年以内ごとに定期的に講習を受けなければならない

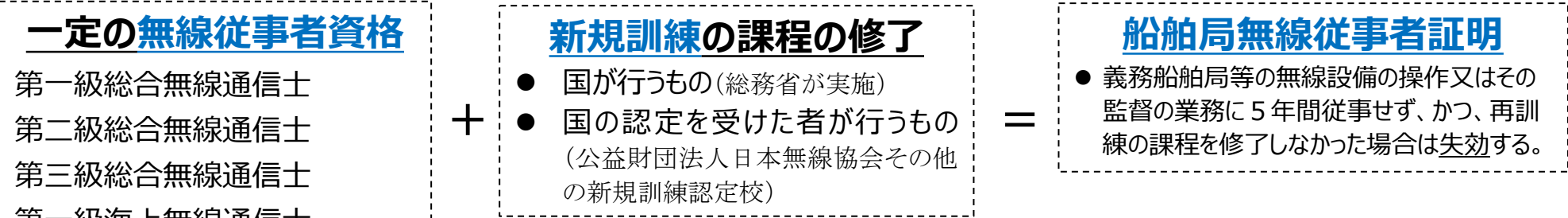
※指定講習機関の（公財）日本無線協会が実施

主任無線従事者講習の受講者の推移



- **義務船舶局等（※１）の無線設備の操作又はその監督を行うためには、一定の無線従事者資格を保有する他に、船舶局無線従事者証明を受けることが必要**となっている。（電波法第39条第１項、第48条の2第１項）（※２）
（※１）義務船舶局とは、船舶安全法第４条の規定により、無線設備の設置を義務づけられたもの。
（※２）STCW条約（船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約）で、各国政府は必要な通信士の訓練を受けたことを証明するものとして、船舶の無線通信に従事する者に発給することとなっている。
- 船舶局無線従事者証明を**取得するためには、一定の無線従事者資格を取得した後、義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督に関する訓練（※３）の課程を修了**することが必要。（電波法第48条の２第２項）
（※３）総務大臣又は総務大臣が認定した者が行う訓練

船舶局無線従事者証明の取得方法



訓練課程の科目

種別	科目	
新規訓練	学科	海上無線通信制度
		海上関係無線局の概要
		義務船舶局等の無線設備の管理
		海上無線通信の方法
	実技	義務船舶局等の無線設備の管理
		海上無線通信の方法
再訓練	学科	海上無線通信制度
		義務船舶局等の無線設備の管理
		海上無線通信の方法

- 無線局の操作には、一部を除き、無線従事者の資格を必要としているが、以下のように、**無線従事者を取り巻く環境は大きく変化**。
 - ✓ **無線通信技術の進展**に伴い、**通信方式の変化**（アナログからデジタルへ、通信システムの自動化・集中化）、**保守方法の変化**（デジタル機器の安定化、現場保守からメーカ保守へ（※））
（※）無線設備の故障時等において直接その場で修理する機会が大幅に減少
 - ✓ **一部の知識・技能の必要性が低下**。（例：モールス通信やNBDP等）
 - ✓ **無線従事者資格取得者数の減少傾向**。（H28:83,513人→R7:68,646人）
- 今後、**社会・経済におけるAIやサイバー空間の活用がますます進展**していく中、「いつでも、どこでも繋がる」**情報通信ネットワークの実現に不可欠である電波利用は大きく変化・拡大**していくことが見込まれる。
- 無線を始めとするデジタルインフラの重要性が増してきており、**ワイヤレスビジネスの更なる拡大が期待される一方、無線技術に係る知識や技能を有する「ワイヤレス人材」の不足が懸念**。将来の無線通信を支えるワイヤレス人材の創出、確保の観点から、一定のワイヤレス技術の知識・能力を有する**無線従事者の活用を一層図っていく**ことが必要。
- 現行の無線従事者制度は平成2年に改正されたものを基礎としているが、上記のような、**社会・経済の変化、無線技術の進展、無線通信の実情、国際動向や人材動向等の時代の変化に対応したものとしていく必要**。

- 
- ・ 社会・経済におけるAIやサイバー空間の活用がますます進展し、電波利用は大きく変化・拡大していくことが見込まれている中、無線従事者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、**将来を見据えた無線従事者制度の在り方を抜本的に検討**するとともに、**無線従事者の活用の在り方について検討**を行う。
 - ・ これらの検討を踏まえ、**必要な制度改正等に向けた検討**を行う。

1. AI・デジタル社会における無線従事者の果たすべき役割

(検討例)

- AIやサイバー空間の活用がますます進展し、電波利用が大きく変化・拡大する中における、無線従事者制度のあるべき姿の検討

2. 資格区分（種類）、操作の範囲の在り方

(検討例)

- 無線従事者が必要な無線設備と求められる能力を整理し、陸上系、海上系資格の区分（種類）や操作の範囲等の整理・検討
- 総合無線通信士と海上無線通信士の統廃合、ニーズの少ない資格の廃止の検討

3. 国家試験の試験科目・試験内容の在り方

(検討例)

- 国際条約や無線局運用の実情を踏まえた電気通信術（モールス電信、NBDP）、その他科目（地理、英語等）の試験見直しの検討
- 2. を踏まえた、効率的・効果的な資格取得を図るための試験実施方法、試験内容等の見直しの検討

4. 養成課程の在り方

(検討例)

- 2.、3. の検討を踏まえた、より適時・的確に資格取得を可能とする養成機関の在り方、養成課程制度の見直し等の検討

5. 無線従事者の活用の在り方

(検討例)

- 無線局運用の実情を踏まえた無線従事者・主任無線従事者の役割の在り方、外国人材の活用に向けた外国資格の承認の在り方
- ワイヤレス人材の育成・更なる活用を図るための、若年層や、他分野・他産業のワイヤレスに関わる者を含めたワイヤレス関連の知識向上や、将来的な無線従事者資格の取得を促す方策等の検討

6. その他検討すべき事項

(検討例)

- 時代の変化に応じた電波法令の規定ぶり、海上・航空等関係法令等との整合、無線従事者関連行政事務の合理化等に関する検討

- 
- これらの検討事項について、構成員・関係団体等へのヒアリングを行い、論点等を整理した上で、無線従事者制度の在り方等を検討し、本作業班において取りまとめを行う。

別添 1 無線従事者資格と操作の範囲

資格	操作の範囲
第一級総合無線通信士	一 無線設備の通信操作 二 船舶及び航空機に施設する無線設備の技術操作 三 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上無線技術士の操作の範囲に属するもの
第二級総合無線通信士	一 次に掲げる通信操作 イ 無線設備の国内通信のための通信操作 ロ 船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局の無線設備の国際通信のための通信操作 ハ 移動局（ロに規定するものを除く。）及び航空機のための無線航行局の無線設備の国際通信のための通信操作（電気通信業務の通信のための通信操作を除く。） ニ 漁船に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作 ホ 東は東経百七十五度、西は東経九十四度、南は南緯十一度、北は北緯六十三度の線によって囲まれた区域内における船舶（漁船を除く。）に施設する無線設備（船舶地球局の無線設備を除く。）の国際電気通信業務の通信のための通信操作 二 次に掲げる無線設備の技術操作 イ 船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線設備 ロ 航空機に施設する無線設備 ハ レーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの ニ イからハまでに掲げる無線設備以外の無線設備（基幹放送局の無線設備を除く。）で空中線電力二百五十ワット以下のもの ホ 受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの 三 第一号に掲げる操作以外の操作のうち、第一級総合無線通信士の操作の範囲に属するモース符号による通信操作で第一級総合無線通信士の指揮の下に行うもの

資格	操作の範囲
第三級総合無線通信士	一 漁船（専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数三百トン以上のものを除く。以下この表において同じ。）に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。） 二 前号に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。） イ 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。） ロ 陸上に開設する無線局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作で次に掲げるもの （１） 海岸局の無線設備の操作（漁業用の海岸局以外の海岸局のモールス符号による通信操作を除く。） （２） 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び基幹放送局以外の無線局の無線設備の操作 ハ 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 （１） 受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備 （２） レーダー 三 前号に掲げる操作以外の操作で第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの 四 第一号及び第二号に掲げる操作以外の操作のうち、第二級総合無線通信士の操作の範囲に属するモールス符号による通信操作（航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作を除く。）で第一級総合無線通信士又は第二級総合無線通信士の指揮の下に行うもの（国際通信のための通信操作を除く。）

資格	操作の範囲
第一級海上無線通信士	一 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局、海岸地球局及び船舶のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。） 二 次に掲げる無線設備の技術操作 イ 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。） ロ 海岸局及び海岸地球局の無線設備並びに船舶のための無線航行局の無線設備（イに掲げるものを除く。）で空中線電力二キロワット以下のもの ハ 海岸局及び船舶のための無線航行局のレーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの
第二級海上無線通信士	一 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局、海岸地球局及び船舶のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。） 二 次に掲げる無線設備の外部の調整部分の技術操作並びにこれらの無線設備の部品の取替えのうち簡易なものとして総務大臣が告示で定めるもの及びこれらの無線設備を構成するユニットの取替えに伴う技術操作 イ 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。） ロ 海岸局及び海岸地球局の無線設備並びに船舶のための無線航行局の無線設備（イに掲げるものを除く。）で空中線電力二百五十ワット以下のもの ハ 海岸局及び船舶のための無線航行局のレーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの
第三級海上無線通信士	一 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局、海岸地球局及び船舶のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。） 二 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 イ 船舶に施設する無線設備（航空局の無線設備を除く。） ロ 海岸局及び海岸地球局の無線設備並びに船舶のための無線航行局の無線設備（イに掲げるものを除く。）で空中線電力百二十五ワット以下のもの ハ 海岸局及び船舶のための無線航行局のレーダーでイ及びロに掲げるもの以外のもの
第四級海上無線通信士	次に掲げる無線設備の操作（モールス符号による通信操作及び国際通信のための通信操作並びに多重無線設備の技術操作を除く。） 一 船舶に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。） 二 海岸局及び船舶のための無線航行局の空中線電力百二十五ワット以下の無線設備（レーダーを除く。） 三 海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないもの

資格	操作の範囲
第一級海上特殊無線技士	一 次に掲げる無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備を除く。）の通信操作（国際電気通信業務の通信のための通信操作を除く。）及びこれらの無線設備（多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 イ 旅客船であって平水区域（これに準ずる区域として総務大臣が告示で定めるものを含む。以下この表において同じ。）を航行区域とするもの及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない総トン数百トン未満のもの、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶であって平水区域を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未満のものに施設する空中線電力七十五ワット以下の無線電話及びデジタル選択呼出装置で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの ロ 船舶に施設する空中線電力五十ワット以下の無線電話及びデジタル選択呼出装置で二万五千十キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの 二 旅客船であって平水区域を航行区域とするもの及び沿海区域を航行区域とする国際航海に従事しない総トン数百トン未満のもの、漁船並びに旅客船及び漁船以外の船舶であって平水区域を航行区域とするもの及び総トン数三百トン未満のものに施設する船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）の無線設備の通信操作並びにその無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 三 前二号に掲げる操作以外の操作で第二級海上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの
第二級海上特殊無線技士	一 船舶に施設する無線設備（船舶地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）及び航空局の無線設備を除く。）並びに海岸局及び船舶のための無線航行局の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）並びにこれらの無線設備（レーダー及び多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 イ 空中線電力十ワット以下の無線設備で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの ロ 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの 二 レーダー級海上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作
第三級海上特殊無線技士	一 船舶に施設する空中線電力五ワット以下の無線電話（船舶地球局及び航空局の無線電話であるものを除く。）で二万五千十キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの国内通信のための通信操作及びその無線電話（多重無線設備であるものを除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 二 船舶局及び船舶のための無線航行局の空中線電力五キロワット以下のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作
レーダー級海上特殊無線技士	海岸局、船舶局及び船舶のための無線航行局のレーダーの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

資格	操作の範囲
航空無線通信士	- 一 航空機に施設する無線設備並びに航空局、航空地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備の通信操作（モールス符号による通信操作を除く。） - 二 次に掲げる無線設備の外部の調整部分の技術操作 - イ 航空機に施設する無線設備 - ロ 航空局、航空地球局及び航空機のための無線航行局の無線設備で空中線電力二百五十ワット以下のもの - ハ 航空局及び航空機のための無線航行局のレーダーでロに掲げるもの以外のもの
航空特殊無線技士	航空機（航空運送事業の用に供する航空機を除く。）に施設する無線設備及び航空局（航空交通管制の用に供するものを除く。）の無線設備で次に掲げるものの国内通信のための通信操作（モールス符号による通信操作を除く。）並びにこれらの無線設備（多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 - 一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの - 二 航空交通管制用トランスポンダで前号に掲げるもの以外のもの - 三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの

資格	操作の範囲
第一級陸上無線技術士	無線設備の技術操作
第二級陸上無線技術士	次に掲げる無線設備の技術操作 一 空中線電力二キロワット以下の無線設備（テレビジョン基幹放送局の無線設備を除く。） 二 テレビジョン基幹放送局の空中線電力五百ワット以下の無線設備 三 レーダーで第一号に掲げるもの以外のもの 四 第一号及び前号に掲げる無線設備以外の無線航行局の無線設備で九百六十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの
第一級陸上特殊無線技士	一 陸上の無線局の空中線電力五百ワット以下の多重無線設備（多重通信を行うことができる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で三十メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するものの技術操作 二 前号に掲げる操作以外の操作で第二級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属するもの
第二級陸上特殊無線技士	一 次に掲げる無線設備の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 イ 受信障害対策中継放送局及びコミュニティ放送局の無線設備 ロ 陸上の無線局の空中線電力十ワット以下の無線設備（多重無線設備を除く。）で千六百六・五キロヘルツから四千キロヘルツまでの周波数の電波を使用するもの ハ 陸上の無線局のレーダーでロに掲げるもの以外のもの 二 陸上の無線局で人工衛星局の中継により無線通信を行うものの空中線電力五十ワット以下の多重無線設備 二 第三級陸上特殊無線技士の操作の範囲に属する操作
第三級陸上特殊無線技士	陸上の無線局の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）で次に掲げるものの外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作 一 空中線電力五十ワット以下の無線設備で二万五千十キロヘルツから九百六十メガヘルツまでの周波数の電波を使用するもの 二 空中線電力百ワット以下の無線設備で千二百十五メガヘルツ以上の周波数の電波を使用するもの
国内電信級陸上特殊無線技士	陸上に開設する無線局（海岸局、海岸地球局、航空局及び航空地球局を除く。）の無線電信の国内通信のための通信操作

資格	操作の範囲
第一級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備の操作
第二級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力二百ワット以下の無線設備の操作
第三級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の空中線電力五十ワット以下の無線設備で十八メガヘルツ以上又は八メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するものの操作
第四級アマチュア無線技士	アマチュア無線局の無線設備で次に掲げるものの操作（モールス符号による通信操作を除く。） 一 空中線電力十ワット以下の無線設備で二十一メガヘルツから三十メガヘルツまで又は八メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの 二 空中線電力二十ワット以下の無線設備で三十メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの

次の表の左欄の資格を有する者は、それぞれ同表の右欄に掲げる操作も可能。

資格	操作
第一級総合無線通信士	第一級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
第二級総合無線通信士	
第三級総合無線通信士	第二級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
第一級海上無線通信士	第四級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する操作
第二級海上無線通信士	
第四級海上無線通信士	
航空無線通信士	
第一級陸上無線技術士	
第二級陸上無線技術士	

別添 2 無線従事者国家試験の試験科目の全体像

無線従事者国家試験の試験科目の全体像（無線従事者規則第5条）

33

		第一級 総合無線 通信士	第二級 総合無線 通信士	第三級 総合無線 通信士	第一級 海上無線 通信士	第二級 海上無線 通信士	第三級 海上無線 通信士	第四級 海上無線 通信士	第一級 海上特殊 無線技士	航空無線 通信士	航空特殊 無線技士	国内電信級 陸上特殊 無線技士
無線工学の基礎		○	○概要	○基礎	○	○概要						
無線工学A		○	○概要	○基礎 (無線工学)	○	○概要	○ (無線設備の 取扱方法)	○基礎 (無線工学)	○ (無線設備の 取扱方法)	○基礎 (無線工学) (注2)	○ (無線設備の 取扱方法)	
無線工学B		○	○概要		○	○概要						
無線 設備	理論、構造及び機能	○	概要		○	概要						
	測定機器の理論、構造及び機能	○	概要		○	概要						
	保守及び運用	○	概要		○	概要						
空中 線系	理論、構造及び機能	○	概要		○	概要						
	測定機器の理論、構造及び機能	○	概要		○	概要						
	保守及び運用	○	概要		○	概要						
無線設備の理論、構造及び機能				基礎				基礎		基礎		
空中線系等の理論、構造及び機能				基礎				基礎		基礎		
測定機器の理論、構造及び機能の基礎				基礎				基礎				
保守及び運用				基礎				基礎		基礎 (測定機器除)		
無線設備の取扱方法							○		○		○	
法規		○	○概要	○概要	○	○	○	○概要	○簡略	○概要	○簡略	○簡略
電波法		○	概要	概要		○		概要	簡略	概要	簡略	簡略
電気通信事業法		○	概要	概要		○		概要	簡略	概要		
船舶安全法		○	概要	概要		○		概要	簡略			
航空法		○	概要							概要		
通信憲章、通信条約、RR		○	概要	概要 (注1)		○		概要 (注1)	簡略 (注1)	概要		
電気通信規則		○	概要	概要		○			簡略	概要		
SOLAS条約		○	概要	概要		○		概要				
STCW条約		○	概要	概要		○			簡略			
ICAO条約		○	概要							概要		

(注1) 第三級総合無線通信士のRRは、海上における人命又は財産の保護のための無線通信業務及び無線測位業務に関する規定に限る。

(注2) 航空無線通信士の無線工学は、無線設備や空中線系等の測定機器の理論、構造及び機能並びにその保守及び運用を除く。

[illegible]

	第一級 陸上無線 技術士	第二級 陸上無線 技術士	第一級 陸上特殊 無線技士	第二級 陸上特殊 無線技士	第三級 陸上特殊 無線技士	第二級 海上特殊 無線技士	第三級 海上特殊 無線技士	レーダー級 海上特殊 無線技士	第一級 アマチュア 無線技士	第二級 アマチュア 無線技士	第三級 アマチュア 無線技士	第四級 アマチュア 無線技士
無線工学の基礎	○詳細	○										
無線工学A	○詳細	○	○概要 (無線工学)	○ (無線設備の 取扱方法)		○ (無線設備の 取扱方法)	○ (無線電話の 取扱方法)	○ (レーダーの 取扱方法)	○概要 (無線工 学)	○基礎 (無線工 学)	○初歩 (無線工学) (注)	
無線工学B	○詳細	○										
法規	○概要	○概要	○概要	○簡略	○簡略	○簡略	○簡略	○簡略	○概要	○概要	○簡略	○簡略
電波法	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電気通信事業法						○						
通信憲章、通信条約、RR									○	○	○	

（注） 第四級アマチュア無線技士の無線工学は、無線設備や空中線系等の測定機器の理論、構造及び機能並びにその保守及び運用を除く。